

年 月 日

殿

認定方針作成者

氏 名

印

平成 年産米における生産数量目標及び作付面積目標通知

米穀の生産調整実施要領（平成18年11月9日付け18総食第778号農林水産省総合食料局長通知）第2の4の規定に基づき、あなたの平成 年産米における生産数量目標及び作付面積目標を下記のとおり定めましたので、通知します。

記

生産数量目標

玄米kg

作付面積目標

a

（注）作付面積目標は、0.1アール単位で記載すること。なお、0.1アール未満の端数がある場合は、四捨五入の方法により端数を整理すること。

農林水産省総合食料局長 殿

都道府県知事

平成20年産米の需要量に関する情報の調整について

米穀の生産調整実施要領（平成18年11月9日付け18総食第778号農林水産省総合食料局長通知）別紙1の第2の規定に基づき、下記のとおり需要量に関する情報の調整を希望します。

記

1. 需要量に関する情報の 削減数量 \_\_\_\_\_ トン  
引受希望数量 \_\_\_\_\_
2. 産地づくり交付金（新需給調整システム定着交付金）  
の減額単価 \_\_\_\_\_ 千円/トン

（注意）

- 1については、削減数量又は引受希望数量のうち該当するものに を付すこと。  
2については、1で需要量に関する情報の引受希望数量を記載した場合のみ記載すること。

年 月 日

地域協議会の代表者 殿

住 所  
 認定方針作成者  
 氏 名 印

認定方針作成者間の調整について

米穀の生産調整実施要領（平成18年11月9日付け18総食第778号農林水産省総合食料局長通知）別紙2の第1の1の規定に基づき、認定方針作成者間の調整の結果、生産数量目標等下記のとおり補正しましたので、別紙様式第4号の写しを添えて報告します。

記

生産数量目標等		調整の相手方
増加数量	減少数量	
玄米 kg	玄米 kg	県（都道府） 市（町村） 認定方針作成者
a	a	
補正後生産数量目標	玄米 kg	補正後作付面積目標 a

- （注1）調整を行う両者の補正後の生産数量目標及び作付面積目標のそれぞれの合計が、補正前の同数値を超えないよう調整すること。
- （注2）市町村及び都道府県の区域を越える場合は、都道府県知事にも報告する。
- （注3）作付面積目標は、0.1アール単位で記載すること。なお、0.1アール未満の端数がある場合は、四捨五入の方法により端数を整理すること。

別紙様式第4号

年産米の生産数量目標等の認定方針作成者間の調整（補正）に係る確認書

（認定方針作成者）（以下「甲」という。）と（認定方針作成者）（以下「乙」という。）は下記のとおり、米穀の生産調整実施要領（平成18年11月9日付け18総食第778号農林水産省総合食料局長通知）別紙2の第1の1の規定に基づく年産米の生産数量目標等の調整（補正）を行うことを確認する。

記

1. 甲は 年産米の生産数量目標 トン、 a を乙から譲受する。
2. 乙は 年産米の生産数量目標 トン、 a を甲に譲渡する。

この確認書の内容を両者で確認したことを証するため、本書2通を作成し、甲・乙記名、押印の上、各自その1通を保有するものとする。

年 月 日

甲 住所

（認定方針作成者）

代表者

印

乙 住所

（認定方針作成者）

代表者

印

農林水産省総合食料局長 殿  
都道府県協議会の代表者 殿都道府県協議会の代表者  
地域協議会の代表者  
氏 名 印

## 認定方針作成者間の調整について

米穀の生産調整実施要領（平成18年11月9日付け18総食第778号農林水産省総合食料局長通知）別紙2の第1の規定に基づき、下記のとおり報告します。

## 記

## 1 市町村の区域を越えた都道府県内の調整

譲渡者			譲受者		
方針作成者名	譲渡数量(kg)	譲渡面積(a)	方針作成者名	譲受数量(kg)	譲受面積(a)

## 2 都道府県の区域を越えた調整

譲渡者			譲受者		
方針作成者名	譲渡数量(kg)	譲渡面積(a)	方針作成者名	譲受数量(kg)	譲受面積(a)

（注1）作付面積目標は、0.1アール単位で記載すること。なお、0.1アール未満の端数がある場合は、四捨五入の方法により端数を整理すること。

（注2）報告先については、地域協議会の代表者は都道府県協議会の代表者に、都道府県協議会の代表者は農林水産省総合食料局長とする。

年 月 日

殿

認定方針作成者

氏 名

印

平成 年産米における生産確定数量及び作付確定面積通知

米穀の生産調整実施要領（平成18年11月9日付け18総食第778号農林水産省総合食料局長通知）別紙2の第2の規定に基づき、あなたの平成 年産米における生産確定数量及び作付確定面積を下記のとおり定めましたので、通知します。

記

生産確定数量

玄米kg

作付確定面積

a

- （注）1 方針参加農業者間の調整により生産確定数量がゼロとなった農業者の場合  
にあつては、方針参加農業者間の調整の結果であることを明記すること。  
2 作付確定面積は、0.1アール単位で記載すること。なお、0.1アール未満の  
端数があるときは、四捨五入の方法により端数を整理すること。

農林水産省総合食料局長  
地方農政事務所長

〔 地方農政局長  
北海道農政事務所長  
沖縄総合事務局長 〕 殿

住 所  
氏 名 印

平成 年産加工用米の取組計画認定申請書

米穀の生産調整実施要領（平成18年11月9日付け18総食第778号農林水産省総合食料局長通知）別紙3の第4の1の規定に基づき、加工用米取組計画を下記のとおり申請します。

記

1 取組計画

種類	加工用米 生産予定 数量 (kg)	加工用米 作付予定 面積 (a)	用途別供給 予定数量 (kg)	加工用米需要者団体等名	
				数 量 (kg)	
うるち米					
もち米					
計					

2 種類別・都道府県別生産予定数量

都道府県名	うるち米 (kg)	もち米 (kg)	数量計 (kg)
合 計			

(別添資料等)

- 1 加工用米需要者団体等別の購入計画書(別紙様式第7-1号)
- 2 加工用米の取扱状況(別紙様式第7-2号)
- 3 加工用米需要者団体等の原料米の仕入状況等(別紙様式第7-3号)
- 4 その他( )

(注1) 地域流通農業者にあつては、「2 種類別・都道府県別生産予定数量等欄は省略。

(注2) 地域流通農業者にあつては、(別添資料等)の「4 その他」欄に受検予定の農産物  
検査機関名を記載。

-----  
上記の加工用米取組計画については、適当であると認定します。

認定年月日 平成 年 月 日

認定番号 第 号

農林水産省総合食料局長

地方農政事務所長

〔 地方農政局長

北海道農政事務所長

沖縄総合事務局長 〕 印



〔 全国生産出荷団体  
地域流通農業者 殿 〕

加工用米需要者団体等  
住 所  
氏 名 印  
(加工用米需要者団体に所属している加工用米需要者の場合)  
団体名 印

### 平成 年産加工用米購入計画書

米穀の生産調整実施要領(平成18年11月9日付け18総食第778号農林水産省総合食料局長通知)別紙3の第4の1の規定に基づき、下記のとおり申し込みます。

#### 記

#### 1 購入計画(見込)

(単位:キログラム)

種 類	用途別	数 量	備 考
うるち米			
もち米			
計			

#### 2 購入希望時期

年 月 日

加工用米の取扱状況

(単位：トン)

	計	種 類 別		備考
		うるち米	もち米	
年6月末在庫				
前年産の集荷数量 (見込)	< >	< >	< >	
供給量計 = +				
販売実績				
年6月末在庫 = -				
生産予定数量				
供給量計 = +				
販売計画				
年6月末在庫 -				

- (注1) 前年産の集荷数量 欄については、作柄による過剰米の発生がある場合はその数量を < >書き外数で記載する。
- (注2) 6月末在庫、販売実績及び販売計画が複数年産ある場合は、備考欄にその内訳を記載する。
- (注3) 地域流通農業者のうち、自ら生産した加工用米を加工需要者に売り渡そうとする農業者にあっては、「集荷数量」を「生産数量」に読み替えるものとする。

年 月 日

加工用米需要者団体等の原料米の仕入状況等

1 加工用米需要者団体等名：

2 用途名：

3 原料の仕入状況等

(単位： トン)

年	種 類	製品の製造状況	原料の仕入状況等					計 ~
			主食用米	加工用米	くず米	外国産 (MA米)	米以外の 原料	
前 年 産 使 用 実 績	うるち米							
	もち米							
当 年 産 仕 入 計 画	うるち米							
	もち米							

(注 1) 前年産の原料米穀の使用実績数量と当年産の原料米穀の仕入計画数量を記載する。

(注 2) 加工用米需要者にとっては、「原料の仕入状況」を「原料の使用状況」に読み替えるものとする。

年 月 日

地域協議会の代表者

地方農政事務所長

〔 地方農政局長  
北海道農政事務所長  
沖縄総合事務局長 〕

殿

住 所

認定方針作成者

氏 名

印

### 平成 年産加工用米出荷契約等数量農業者別一覧表

米穀の生産調整実施要領（平成18年11月9日付け18総食第778号農林水産省総合食料局長通知）別紙3の第5の1の規定に基づき、米穀の農業者と締結した加工用米出荷契約に係る当該農業者別出荷契約数量、生産予定面積を、下記のとおりお知らせします。

#### 記

（地域協議会名： \_\_\_\_\_）

（単位：玄米60kg換算個、kg/10a、a）

農業者名等		種 類	加工用米出荷契約内容	
住 所	氏名又は名称		出荷契約数量	生産予定面積
		うるち米		
		もち米		
		計		
		うるち米		
合 計		うるち米		
		もち米		
		計		

（注）電算処理等の理由から上記様式を用いることが困難な場合にあつては、内容の改変を伴わない限り、必要に応じ様式を変更することができるものとする。



総合食料局長

地方農政事務所長  
 ( 地方農政局長  
 北海道農政事務所長  
 沖縄総合事務局長 )

平成 年産加工用米販売契約締結結果報告書

米穀の生産調整実施要領（平成18年11月9日付け18総食第778号農林水産省総合食料局長通知）別紙3の第5の4の規定に基づき、加工用米販売契約締結結果を下記のとおり報告します。

記

【地域流通農業者名：】				
種 類	用途別契約 締結数量 (kg)	生産予定面積 (a)	加工用米需要者団体等名	
			数 量	
うるち米				
もち米				

【地域流通農業者名：】			

もち米			

農林水産省総合食料局長  
地方農政事務所長

( 地方農政局長  
北海道農政事務所長  
沖縄総合事務局長 ) 殿

住 所  
氏 名

印

## 平成 年産加工用米取組計画変更報告書

平成 年産加工用米取組計画（平成 年 月 日付け、認定番号第 号）について、米穀の生産調整実施要領（平成 1 8 年 1 1 月 9 日付け 1 8 総食第 7 7 8 号農林水産省総合食料局長通知）別紙 3 の第 7 の規定に基づき、下記のとおり変更を行いましたので報告します。

### 記

#### 1 変更事項及び変更内容

#### 2 変更後の取組計画

種類	加工用米 生産予定 数量 ( k g )	加工用米 作付予定 面積 ( a )	用途別供給 予定数量 ( k g )	加工用米需要者団体等名	
				数 量 ( k g )	
うるち米					
もち米					
計					

#### 3 変更後の種類別・都道府県別生産予定数量

都道府県名	うるち米 ( k g )	もち米 ( k g )	数量計 ( k g )	作付予定面積 ( a )

合 計				
-----	--	--	--	--

( 添付資料 )

変更が生じた必要事項を添付

( 注 ) 地域流通農業者にとっては、「 3 変更後の種類別・都道府県別生産予定数量」欄は省略することができる。

地域協議会の代表者

地方農政事務所長

〔 地方農政局長  
北海道農政事務所長  
沖縄総合事務局長 〕

殿

住 所

認定方針作成者

氏 名

印

### 平成 年産加工用米変更後出荷契約等数量報告

米穀の生産調整実施要領（平成18年11月9日付け18総食第778号農林水産省総合食料局長通知）別紙3の第8の3の規定に基づき、下記のとおり変更を行いましたので報告します。

#### 記

（地域協議会名： \_\_\_\_\_）

（単位：玄米60kg換算個、kg/10a、a）

農業者名等		種 類	当 初 出荷契約等 数	調 整 数 量	変 更 後 出荷契約等 数	生 産 予 定 面 積
住 所	氏名又は名称					
		うるち米				
		もち米				
		計				
		うるち米				
合 計		うるち米				
		もち米				
		計				

（注）電算処理等の理由から上記様式を用いることが困難な場合にあっては、内容の改変を伴わない限り、必要に応じ様式を変更することができるものとする。



地域協議会の代表者

地方農政事務所長

( 地方農政局長  
北海道農政事務所長  
沖縄総合事務局長 )

殿

住 所

認定方針作成者

氏 名

印

### 平成 年産加工用米集出荷数量一覧表

米穀の生産調整実施要領（平成18年11月9日付け18総食第778号農林水産省総合食料局長通知）別紙3の第9の1の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

（単位：玄米60kg換算個）

農業者名等		種 類	当 初 出荷契約等 数 量	変 更 後 出荷契約等 数 量	出荷(売渡) 数 量
住 所	氏名又は名称				
		うるち米			
		もち米			
		計			
		うるち米			
合 計		うるち米			
		もち米			
		計			

（注）電算処理等の理由から上記様式を用いることが困難な場合にあつては、内容の改変を伴わない限り、必要に応じ様式を変更することができるものとする。

年 月 日

地域協議会の代表者

地方農政事務所長

〔 地方農政局長  
北海道農政事務所長  
沖縄総合事務局長 〕

殿

住 所

氏 名

印

### 平成 年産加工用米売渡数量報告書

米穀の生産調整実施要領（平成18年11月9日付け18総食第778号農林水産省総合食料局長通知）別紙3の第9の1の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

（単位：玄米60kg換算個）

種 類	当 初 取組計画 数 量	変 更 後 取組計画 数 量	売渡（予定） 数 量
うるち米			
もち米			
計			

年 月 日

地方農政事務所長  
〔 地方農政局長  
北海道農政事務所長  
沖縄総合事務局長 〕 殿

地域協議会の代表者  
住 所  
氏 名

### 平成 年産加工用米にかかる生産調整実施確認判定取消報告書

米穀の生産調整実施要領（平成18年11月9日付け18総食第778号農林水産省総合食料局長通知）別紙3の第9の2の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

（単位：キログラム、a）

加工用米 生産農業者名	出荷契約数量	生産予定面積	出荷実績数量	未達数量
合 計				

年 月 日

農林水産省総合食料局長

地方農政事務所長

（ 地方農政局長  
北海道農政事務所長  
沖縄総合事務局長 ）

殿

住 所

氏 名

印

### 平成 年産加工用米売渡実績報告書

米穀の生産調整実施要領（平成18年11月9日付け18総食第778号農林水産省総合食料局長通知）別紙3の第10の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

月 分

都道府県名

（うるち米）

（単位：キログラム）

販 売 先 名	用 途	売渡数量	備 考

（もち米）

（単位：キログラム）

販 売 先 名	用 途	売渡数量	備 考

（注）1 電算処理等の理由から上記様式を用いることが困難な場合にあっては、内容の改変を伴わない限り、必要に応じ様式を変更することができるものとする。

2 販売先都道府県別に別葉とする。

別紙様式第17号

年 月 日

加工用米全国需要者団体  
地方農政事務所長  
( 地方農政局長  
北海道農政事務所長  
沖縄総合事務局長 )

殿

加工用米需要者  
住所  
氏名

印

### 平成 年 産 加 工 用 米 使 用 状 況 報 告 書

米穀の生産調整実施要領（平成18年11月9日付け18総食第778号農林水産省総合食料局長通知）別紙3の第10の3の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

\_\_\_\_ 月分

（単位：キログラム）

種 類	購 入 状 況			使用状況		翌月への 繰越数量 (A - B)	備 考
	前月からの 繰越数量	当 月 の 購入数量	計 (A)	用途別	当月使用 数量 (B)		
合 計				計			

- (注) 1 種類はうるち米、もち米別及び玄米、精米別に記載すること。  
2 用途別は使用用途名を記載すること。

別紙様式第18号

年 月 日

農林水産省総合食料局長 殿

加工用米全国需要者団体  
住所  
氏名 印

### 平成 年 産 加 工 用 米 使 用 状 況 報 告 書

米穀の生産調整実施要領（平成18年11月9日付け18総食第778号農林水産省総合食料局長通知）別紙3の第10の3の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

（単位：キログラム）

月分	種 類	購 入 状 況			使用状況		翌月への 繰越数量 (A - B)	備 考
		前月からの 繰越数量	当 月 の 購入数量	計 (A)	用途別	当月使用 数量 (B)		

- (注) 1 種類はうるち米、もち米別及び玄米、精米別に記載すること。  
2 用途別は使用用途名を記載すること。

総合食料局長 殿

地方農政事務所長  
地方農政局長  
北海道農政事務所長  
沖縄総合事務局長

平成 年産加工用米集荷実績数量報告書

米穀の生産調整実施要領（平成18年11月9日付け18総食第778号農林水産省総合食料局長通知）別紙3の第10の4の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

【加工用米集荷実績】

（単位：キログラム、a）

都道府県別	加工用米集荷実績			加工用米生産面積		
	うるち米	もち米	計	生産予定面積	取消数量	確定面積

注) 加工用米生産面積の取消数量については、第8の2により生産調整の実施確認の判定を取り消された加工用米生産農業者にかかる生産予定面積を記入する。

地方農政事務所長  
地方農政局長  
北海道農政事務所長  
沖縄総合事務局長  
殿

住 所  
氏 名  
電話番号  
印

平成 年産新規需要米取組計画書

米穀の生産調整実施要領（平成18年11月9日付け18総食第778号農林水産省総合食料局長通知）別紙4の第4の1に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 取組の概要

（具体的な取組内容及び用途注1）

2 生産に関する事項（共通記載事項）

- (1) 水田の地番 :
- (2) 作付品種 :
- (3) 生産予定数量注2 : kg
- (4) 生産予定面積注3 : a
- (5) 収穫予定月日 : 月 日頃

3 供給計画に関する事項（自家利用の場合含む。）

- (1) 需要者の住所 :
- (2) 需要者の名称注4 :
- (3) 前年度販売実績数量 : kg
- (4) 今年度販売予定数量注5 : kg
- (5) 委託加工する場合の業者名 :
- (6) 自家家畜用に使用する場合の家畜名及び家畜数 :
- (7) 自家家畜用の月別予定数量（玄米換算数量） : kg

4 適正流通に関する事項（目的外流通防止の措置）

【添付書類】

- 1 需要者との販売契約の写し。
- 2 需要者の誓約書
- 3 その他認定に必要な書類



注1：「具体的な取組内容及び使途」には、新規需要米をどのような方法で、何に使用するかを記載すること。

注2：「生産予定数量」欄は、子実を収穫しない取組については、生産予定数量を零として記載すること。

注3：「生産予定面積」欄は、0.1アール単位で記載すること。なお、0.1アール未満の端数があるときは、四捨五入の方法により端数を整理すること。

注4：「需要者の名称」欄は、自家利用する場合（米加工品の原料として取組者が使用する場合含む。）は、取組者の名称等を記載すること。また、輸出の取組の場合、輸出団体、輸出代行業者又は輸出相手国業者名を記載すること。

注5：「今年度販売予定数量」欄は、需要者との販売契約に基づく販売予定数量を記載することとし、生産を委託している場合は当該委託数量を含む。米加工品の製造の場合は、使用玄米数量を記載すること。

なお、もみにより販売する場合は、供給予定のもみ重量に0.8を乗じた値を記載し、もみ重量を括弧書きにより記載すること。

注7：生産を委託している場合は、委託者別明細を添付。

新規需要米の販売等に関する契約書

(農業者) (以下「甲」という。)と(需要者) (以下「乙」という。)は、甲が生産する平成 年産の新規需要米( 用。以下同じ。)について、以下のとおり、契約を締結する。

- 1 甲は、新規需要米を生産する水田として地域協議会の確認を受けた以下の水田において生産した、平成 年産の新規需要米 トン(作柄の状況等による生産量の増減により、契約数量に変更が生じる場合があり得る。)を、乙に対し、 年 月 日までに引き渡すものとする。

水田の所在・地番：  
水 田 面 積： . a

- 2 乙は、1により引渡しを受けた新規需要米のすべてを、 用として用いるものとする。

この契約の成立の証として、本書4通を作成し、記名押印の上、各々1通を保有するとともに、2通を地域協議会(うち1通は地方農政事務所等用)に引き渡すものとする。

また、これに合わせて、乙は、別添の誓約書を2通作成し、記名押印の上、地域協議会(うち1通は地方農政事務所等用)に引き渡すものとする。

平成 年 月 日

甲 住 所：  
氏 名： 印

乙 住 所：  
氏 名： 印

注1： 農業者及び需要者のほか、集荷業者等も加えた3者間による契約の締結が必要な場合は、様式を適宜変更しても差し支えない。

注2： 農業者と需要者が同一である場合は、契約書の提出は不要。

誓約書

地域協議会の代表者  
農政事務所長等 殿

私は、( 農業者 ) ( 又は集荷業者等 ) より買い受けた新規需要米 ( 用 ) について、そのすべてを 用に用いることを誓約します。

また、この誓約書を遵守していることを確認するため、地域協議会・地方農政事務所等の職員から調査依頼があった場合には、協力します。

万一、この誓約書に反した場合には、以下の措置が講じられることに異存がないことを申し添えます。

- 1 その名称や違反した事実の公表する。
- 2 当分の間、新規需要米の契約当事者として認めない。
- 3 食糧法第29条に規定する政府米の買受資格者として認めない。

( 需要者 ) 住 所 :

氏 名 :

印

注： 需要者が新規需要米を生産する農業者である場合は、文面を修正するとともに、水田の地番、面積及び生産予定数量等必要事項を記載する。

番 年 月 号 日

殿

地方農政事務所長 印  
〔 地方農政局長  
北海道農政事務所長  
沖縄総合事務局長 〕

新規需要米認定結果通知書

平成 年 月 日付けで申請のあった、平成 年産新規需要米取組計画について、米穀の生産調整実施要領（平成18年11月9日付け18総食第778号農林水産省総合食料局長通知）別紙4の第4の2に基づき、下記のとおり認定することとしたので、国内主食用途に流通することのないよう適切な取組をお願いする。

なお、認定結果について、速やかに本通知の写し、取組計画、誓約書を添付のうえ、貴殿が住所を有する地域水田農業協議会の代表者に報告すること。

記

- |   |                |      |
|---|----------------|------|
| 1 | 平成 年産新規需要米認定数量 | 玄米kg |
| 2 | 平成 年産新規需要米認定面積 | ・ a  |

【添付書類】

取組計画の写し

別紙様式第22号

番 号  
年 月 日

地域協議会の代表者 殿

住所  
氏名

印

### 新規需要米認定結果報告書

平成 年産新規需要米取組計画について、別添のとおり認定を受けたので、米穀の生産調整実施要領（平成18年11月9日付け18総食第778号農林水産省総合食料局長通知）別紙4の第4の3に基づき報告します。

#### 【添付書類】

- 1．認定結果の写し
- 2．取組計画の写し
- 3．取組者及び需要者の誓約書の写し

総合食料局長 殿

地方農政事務所長 印  
〔 地方農政局長  
北海道農政事務所長  
沖縄総合事務局長 〕

新規需要米取組計画認定結果報告書

米穀の生産調整実施要領（平成 1 8 年 1 1 月 9 日付け 1 8 総食第 7 7 8 号農林水産省総合食料局長通知）別紙 4 の第 4 の 4 に基づき、下記のとおり認定結果を報告します。

記

用途区分	生産予定数量 ( kg )	生産予定面積 ( a )	備 考
合 計			

注 ) 生産予定面積は、0.1アール単位で記載すること。なお、0.1アール未満の端数があるときは、四捨五入の方法により端数を整理すること。



< 農業者記載欄の記入上の注意 >

- 1 「本年産の水稻生産数量目標等」のうち、
  - (1) 「生産数量目標」の欄には、生産調整方針作成者から通知された農業者別生産数量目標を記入してください。なお、個別農業者（法人を含む。以下同じ。）で生産調整方針を作成している生産調整方針作成者は、自ら決定した生産数量目標を記入して下さい。また、集落等に係る生産数量目標の通知にとどめ、方針参加農業者への通知を行わないこととされた集落等の方針参加農業者にあつては、当該方針参加農業者の間で必要な調整を行い、集落等の代表者から生産調整方針作成者に報告された農業者別生産数量目標を記入してください。
  - (2) 「生産確定数量」の欄には、生産数量目標の方針参加農業者間等の調整や豊作による過剰米が主食用以外に処理された場合等による補正により確定し、生産調整方針作成者から通知された農業者別生産確定数量を記入してください。なお、個別農業者で生産調整方針を作成している生産調整方針作成者は、必要に応じて自らの生産数量目標を補正し、自ら決定した生産確定数量を記入して下さい。
  - (3) 記入する際の数量の単位は、kg単位で記入してください。
- 2 「本年産の水稻作付面積目標等」のうち、
  - (1) 「作付面積目標」の欄には、生産調整方針作成者から通知された農業者別作付面積目標を記入してください。なお、個別農業者で生産調整方針を作成している生産調整方針作成者は、自ら決定した作付面積目標を記入して下さい。また、集落等に係る作付面積目標の通知にとどめ、方針参加農業者への通知を省略することとされた集落等の方針参加農業者にあつては、集落等の代表者から生産調整方針作成者に報告された農業者別作付面積目標を記入してください。
  - (2) 「作付確定面積（A）」の欄には、生産調整方針作成者から1の(2)の生産確定数量と併せて通知された農業者別作付確定面積を記入してください。なお、個別農業者で生産調整方針を作成している生産調整方針作成者は、1の(2)の生産確定数量と併せて自ら決定した作付確定面積を記入して下さい。
  - (3) 記入する際の面積の単位は、アール単位とし、0.1アール未満の端数がある場合は、四捨五入にて端数を整理した面積を記入してください。
- 3 「参加する生産調整方針作成者名」の欄には、農業者が参加する生産調整方針作成者名を一つだけ必ず記入してください。なお、個別農業者で生産調整方針を作成している生産調整方針作成者は、自らの氏名（又は名称）を記入して下さい。また、個別農業者で生産調整方針を作成している生産調整方針作成者が、集荷円滑化対策の抛等事務を他の生産調整方針作成者によることとしている場合は、抛等事務を行う生産調整方針作成者名を併せて（ ）書きで記入してください。

（例）

参加する生産調整方針作成者名
生産法人（ 農業協同組合 ）
- 4 取組内容の欄には、それぞれの取組の「有・無」を記入してください。
- 5 地名地番の欄には、助成水田の確認のため、必ず記入してください。
- 6 作期の欄には、年度内における水稻作付け及び水稻以外の作物作付け等の作付け順番

毎に、「1」～「3」を下記のとおり記入してください。

- 水稻作付けがある場合  
水稻作付けは「1」を、それ以降については、水稻以外の作物作付け等を年度内の早い順番から「2」、「3」と記入してください。
- 水稻作付けがない場合  
年度内の作物作付け等の早い順番から「1」、「2」、「3」と記入してください。
- 7 「水田等の番号」の欄には、水稻共済との整合性を図る観点から、耕地番号等の設定に当たっては水稻共済と一体的な番号を設定するとともに、新たに水田等の追加がある場合は最後に追加し、水田等がなくなった場合は番号の修正をせず欠番としてください。
- 8 「水田等面積」の欄には、畦畔を含まない田本地面積を記入してください。
- 9 「水稻作付面積（引受）又は水稻以外の作物作付け等面積」の欄には、耕地ごとの面積を、1㎡未満を切り捨てて記入してください。

（注1）計の欄の上段には水稻作付けの面積の合計を、下段には水稻以外の作物作付け等の面積の合計を記入してください。

（注2）有機栽培等を行うことにより、通常の栽培方法と比べて単収が減少する場合であっても、実際に水稻を作付けする面積を記入してください。
- 10 「作物名等」の欄には、水稻作付けと水稻以外の作物作付け等の区別がされるように記入してください。

水稻作付けの場合は、生産確定数量の外数として扱う米穀のうち、ほ場を特定して取り組む「新規需要米」がある場合は、必ず記入してください。また、必要に応じて、「コシヒカリ」などの品種名も記入してください。

水稻以外の作物作付け等の場合は、麦・大豆・飼料作物等産地づくり対策等の助成内容に即して必要な作物名及びその品種名を記入してください。

（注）かんしょ、ばれいしょについては、助成対象となるものがないものがありますので、備考欄に品種名及び用途（例えば、高系14号、加工食品用等）を記入してください。
- 11 地権者（権原を有する者）の欄には、地権者（権原を有する者）と交付金等の交付を受ける者が異なる場合に、そのほ場の地権者（権原を有する者）の氏名等を記載してください。
- 12 「有機栽培等の基準単収・減収率」の欄には、有機栽培等の取組により、慣行栽培の単収と異なる単収として市町村が別に設定している単収を用いる場合は、有機栽培の場合は「1」、直播栽培の場合は「2」、栽培の場合は「3」、栽培の場合は「4」等市町村の示した減収を伴う有機・直播栽培等の単収に基づいて記入してください。
- 13 「植栽造成年月」の欄には、地域段階において、交付金の交付期間を限定する場合は、植栽造成年月を記入してください。
- 14 「転換畑該当年月」の欄には、転換畑について、その転換年月を記入してください。
- 15 「新規開田年月」の欄には、昭和50年産の水稻収穫期後、新たに水稻の作付けが可能となった新規開田地について、その開田年月を記入してください。
- 16 「産地づくり対策助成内容」の欄の(1)～(4)には、当該助成内容に取り組む場合に、



該当ほ場ごとに 印を記入してください。

17 「新需給調整システム定着交付金助成」の欄には、当該助成内容に取り組む場合には、該当ほ場ごとに 印を記入してください。

18 「稲作構造改革促進対策助成内容」のうち、「基本部分助成」の欄には、助成対象となる水田ごとに「基本部分を受給希望」の場合は「 」、 「担い手集積加算部分助成」の欄には、「担い手集積加算を受給希望（品目横断的経営安定対策に加入する担い手に対し、翌年産から水田を集積）」の場合は「 1 1 」、 「担い手集積加算部分を受給希望（品目横断的経営安定対策に加入する担い手に対し、翌々年産から水田を集積する場合の1年目）」の場合は「 2 1 」、 「担い手集積加算を受給希望（品目横断的経営安定対策に加入する担い手に対し、翌々年産から水田を集積する場合の2年目）」の場合は「 2 2 」を記入してください。

また、「担い手集積加算に係る土地の集積予定先」の欄には、農業者氏名等を記入してください。

19 「耕畜連携水田活用対策助成」の欄には、助成対象となる飼料作物の該当ほ場ごとに、「団地化における飼料生産（2ha以上1団地）」の場合は「 1 」、 「団地化における飼料作物生産（1ha以上2団地以上）」の場合は「 2 」、 「稲発酵粗飼料用稲の生産」の場合は「 3 」、 「わら専用稲の生産」の場合は「 4 」、 「水田放牧の取組」の場合は「 5 」、 「資源循環（堆肥還元）の取組」の場合は「 6 」を記入してください。

20 「備考」の欄には、地域段階で必要な記入項目を決めた場合に、記載してください。

21 集荷円滑化対策の拠出面積については、当該年度（年産）におけるほ場欄の水稻作付面積の合計から当該年度（年産）における生産確定数量の外数として扱う米穀（加工用米、新規需要米）に係る水稻作付けを行う面積を除く面積である「本年産の主食用等水稻作付面積（B）」となります。

(1) 「水稻共済突合基礎面積（新規開田地水稻作付けを除く。）」の欄には、ほ場欄の水稻作付面積の計から、新規開田地水稻作付面積の作付面積を除く面積を記入してください。（注）この場合の新規開田地作付けとは、水稻共済引受除外となっている新規開田地（農作物共済引受要綱第4章第1節第3の1の規定により引受除外となっている新規開田地等）のことです。

(2) 「加工用米等の面積計」の欄には、加工用米等の記載欄の「加工用米」及び「新規需要米」の生産予定面積を合計した面積を記入してください。

22 数量助成関係の「作物名等」の欄には、具体的に作物名及び品種名を区分したい場合に、記入してください。

23 数量助成関係の「産地づくり対策助成内容」の欄の「(5)～(7)」には、当該助成内容に取り組む場合に、該当項目ごとに 印を記入してください。

24 数量助成関係の「出荷予定数量又は契約数量」の欄には、助成水田において生産される数量を記入してください。

25 「助成水田における栽培面積」の欄には、助成水田の面積の合計を記入してください。

26 その他助成関係の「産地づくり対策助成内容」欄の「(8)～(9)」には、地域協議会において決められた助成内容がある場合に、地域協議会の示した記入方法に基づいて記入してください。

27 助成金の振込先の欄には、助成金の振込先のデータを記入してください。

<協議会担当者確認・記載欄の記入上の注意>

1 確認・記載欄の記入上の注意

各項目の確認内容について 印を付けてください。なお、特に次の点には留意してください。

- |                                  |  |
|----------------------------------|--|
| 「助成水田該当」                         | 適：助成水田の要件を満たすもの<br>否：助成水田の要件を満たさないもの   |
| 「使用収益権」                          | 1：自作地      2：小作地      3：全作業等受託地  |
| 「水田等の面積」                         | 1：共済細目書   2：土地登記簿   3：固定資産評価台帳<br>4：実測      5：水田台帳等  |
| 「作物等要件」                          | 適：作物等の要件を満たすもの<br>数量助成関係含む 否：作物等の要件を満たさないもの  |
| 「地権者確認」                          | 適：全作業委託等が確認できる場合<br>否：全作業委託等が確認できない場合  |
| 「有機栽培等要件」                        | 適：地域の定めた基準により実施することが確認できる場合<br>否：地域の定めた基準により実施することが確認できない場合  |
| 「経過年数要件」                         | 適：永年性作物等作付けについて、地域段階で定めた年数を経過していない場合<br>否：永年性作物等作付けについて、地域段階で定めた年数を経過している場合  |
| 「転換畑該当要件」                        | 適：転換畑であることが確認できる場合<br>否：転換畑であることが確認できない場合  |
| 「産地づくり対策助成要件(1)～(4)」             | 適：要件に適合することが確認できる場合<br>否：要件に適合することが確認できない場合  |
| 「新需給調整システム定着助成要件」                | 適：要件に適合することが確認できる場合<br>否：要件に適合することが確認できない場合  |
| 「稲作構造改革促進対策助成要件のうち基本部分助成要件」      | 適：品目横断的経営安定対策の加入者ではないことが確認できる場合（ただし、品目横断的経営安定対策に加入する集落営農の構成員（個人としては品目横断的経営安定対策非加入）が集落営農に委託せず個人として自ら販売している水稻は適）<br>否：品目横断的経営安定対策の加入者である場合 |
| 「稲作構造改革促進対策助成要件のうち担い手集積加算部分助成要件」 | 適：品目横断的経営安定対策に加入する担い手に水田を集積することが確認できる場合<br>否：品目横断的経営安定対策に加入する担い手に水田を集積することが確認できない場合  |

「耕畜連携水田活用対策助成要件」

適：要件に適合することが確認できる場合

否：要件に適合することが確認できない場合

「産地づくり対策数量助成要件(5)～(7)」

適：要件に適合することが確認できる場合

否：要件に適合することが確認できない場合

「産地づくり対策その他助成要件(8)～(9)」

適：要件に適合することが確認できる場合

否：要件に適合することが確認できない場合

2 その他記載欄の記入上の注意

- (1) 「産地づくり対策助成要件」の「団地化番号」と「集積番号」については、地域水田農業推進協議会において定められた助成要件に該当する場合においてのみ団地化番号及び集積番号を記入してください。
- (2) 「耕畜連携水田活用対策助成要件」の「耕畜連携番号」については、助成要件に該当する場合のみ耕畜連携水田活用対策番号を記入してください。
- (3) 「耕畜連携水田活用対策助成要件」の「団地化番号」については、助成要件に該当する場合においての団地化番号を記入してください。
- (4) 「地域区分番号」は、次のアからカまでのうちの該当するものに 印を付けてください。  
ア 当該水田等が市街化区域に属する場合であって、生産緑地に該当するか知事と協議して定めた区域に属する場合  
イ 当該水田等が市街化区域に属する場合であって、ア以外の場合  
ウ 当該水田等が市街化区域の区分が定められていない都市計画区域の用途地域内にある場合  
エ 当該水田等が農用地区域に属する場合  
オ 当該水田等が農村活性化土地利用構想等に係る転用予定地である場合  
カ アからオまでのいずれにも該当しない場合
- (5) 「出作地」の欄には、当該水田等が地区外にある場合にその所在地の市町村名、地区名、集落名を必要に応じて記入してください。
- (6) 法人格を有しない団体（特定農業団体や特定農業団体以外の委託を受けて農作業を行う組織等）が計画書を作成する場合は、農業者氏名の欄には、団体名及び団体の代表者名を記入し、住所の欄には、団体の代表者の住所又は団体の事務所の住所を記入してください。
- (7) 「産地づくり対策助成内容」の欄の枠数については、地域協議会の使途の数に応じて枠の欄を増してください。

3 提出期限

- (1) 水稻生産実施計画書及び水田農業構造改革交付金等営農計画書（兼確認野帳・助成金申請書）を、 月 日までに、原則として、自らが参加する生産調整方針作成

者を経由して地域協議会に、個別農業者で生産調整方針を作成している生産調整方針作成者は地域協議会に直接提出してください。

- (2) なお、計画書に変更がある場合には、水田農業構造改革交付金は 月 日までに、耕畜連携水田活用対策事業は 月 日までに、原則として、自らが参加する生産調整方針作成者を経由して地域協議会に、個別農業者で生産調整方針を作成している生産調整方針作成者は地域協議会に申し出てください。

<その他>

農業者の水稻生産実施計画書及び水田農業構造改革交付金等営農計画書は、原則として水稻共済の引受けのための申告と同時に提出が行える様式としてください。

なお、地域の実情に応じて、水稻生産実施計画書と水田農業構造改革交付金等営農計画書を別様式にすることも差し支えないものとします。

また、水稻生産実施計画書及び水田農業構造改革交付金等営農計画書（兼確認野帳・助成金申請書）等については、助成金の交付事務及び米穀の生産調整の実施の確認並びに生産数量目標の配分事務に必要な範囲で、その中に含まれる個人情報等を他の関係機関が利用することがあるため、当該個人情報を利用することについて、別紙内容を参考に、水稻生産実施計画書及び水田農業構造改革交付金等営農計画書（兼確認野帳・助成金申請書）にその旨記載するか、または、別途に承諾書を作成し、農業者から同意をとってください。

(参考)

年 月 日

生産調整方針作成者の代表者  
地域水田農業推進協議会長 殿

住 所  
氏 名 印

水稻生産実施計画書及び水田農業構造改革交付金等営農計画書  
(兼確認野帳・助成金申請書)の提出について

私は、別添のとおり、水稻生産実施計画書及び水田農業構造改革交付金等営農計画書（兼確認野帳・助成金申請書）を提出します。

また、申請するにあたっては、下記の事項について承諾します。  
( 生産調整方針作成者へ提出する場合には、記の2以降の項目は必要に応じて適宜削除。)

記

- 1 . 水稻生産実施計画書及び水田農業構造改革交付金等営農計画書（兼確認野帳・助成金申請書）の記載内容、緊急生産調整推進対策及び水田農業経営確立対策における実施計

画書及び市町村が整備した水田台帳並びに助成金の助成要件を確認するために必要な証拠書類等に含まれる情報（以下「個人データ」という。）について、以下の必要な範囲において、他の関係機関が利用すること。

水田農業構造改革交付金、新需給調整システム定着交付金、稲作構造改革促進交付金、集荷円滑化対策、耕畜連携水田活用対策（以下「助成金」という。）の交付等に係る事務（必要に応じて事業名を追加、削除する。）

地域協議会における米穀の生産調整の実施の確認に係る事務

地域協議会における生産調整方針作成者別の需要量に関する情報の算定、生産調整方針作成者が行う方針参加農業者別の生産数量目標の算定等の生産数量目標の配分事務

- 2．個人データに第三者の情報が含まれており、私が貴殿に提出したことにより、その者が不利益を被った場合、私が責任を負い、貴協議会に責任が及ばないこととすること。
- 3．貴協議会が産地づくり計画書に定められた助成金の計算方法に従って助成金を計算すること。
- 4．貴協議会が産地づくり計画書に記載された助成要件を満たすことを確認するために必要な書類を求めに応じて提出すること。
- 5．貴協議会が行った助成要件等の確認結果に基づき、私が提出した営農計画書の内容を訂正すること。
- 6．助成金の交付を受けた後であっても、私が助成要件を満たさなかったことが明らかになった場合には、助成金の返還に応じること。
- 7．米穀の生産調整の実施の確認の前提となる「水稻共済突合基礎面積」について、私の水稻共済引受面積と突合すること。

以上

農林水産省総合食料局長 殿  
 都道府県協議会の代表者 殿  
 地方農政事務局長  
 ( 地方農政局長  
 北海道農政事務局長  
 沖縄総合事務局局長 ) 殿

氏 名

印

生産調整の目標配分段階における報告について

米穀の生産調整実施要領（平成18年11月9日付け18総食第778号農林水産省総合食料局長通知）別紙5の第3の1の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 需要量に関する情報の提供状況

市町村から地域協議会への需要量に関する情報	地域協議会が情報提供した認定方針作成者数	地域協議会が情報提供した認定方針作成者別の需要量に関する情報の計	地域協議会が情報提供した認定方針作成者の方針参加農業者数	認定方針非参加農業者に提供した需要量に関する情報	認定方針非参加農業者の人数
kg	人	kg	人	kg	人
a		kg a		a	

【内訳】

認定方針作成者名 (地域協議会名)	需要量に関する情報	需要量に関する情報の面積換算	方針参加農業者数
	kg	a	人
	計		

2 市町村段階における保留数量、面積及び理由（農林水産省総合食料局長報告のみ記載）

保留数量：                      k g      保留面積：                      a  
 【理由】

(注) 面積は、0.1アール単位で記載すること。なお、0.1アール未満の端数があるときは、四捨五入の方法により端数を整理すること。

農林水産省総合食料局長 殿  
 都道府県協議会の代表者 殿  
 地方農政事務局長  
 ( 地方農政局長  
 北海道農政事務局長 殿  
 沖縄総合事務局長 )

氏 名 印

作付段階における報告について

米穀の生産調整実施要領（平成 1 8 年 1 1 月 9 日付け 1 8 総食第 7 7 8 号農林水産省総合食料局長通知）別紙 5 の第 3 の 2 の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

協議会名： \_\_\_\_\_

水稲作付状況

地域で把握した 水稲作付面積の 計	のうち加工用 米作付面積の計	のうち新規需 要米作付面積の 計	主食用水稲作付面 積	差引面積
			= - - a	= - a
a	a	a	a	a

(参考) 補正後の需要量に関する情報

国又は市町村か ら提供を受けた 需要量に関する 情報	の面積換算 値	要領第 2 の補 正数量の計	の面積換算 値	補正後の需要量に 関する情報	の面積換算値
				= + k g	= + a
k g	a	k g	a	k g	a

(注) 面積は、0.1アール単位で記載すること。なお、0.1アール未満の端数があるときは、四捨五入の方法により端数を整理すること。

地域協議会の代表者 殿

認定方針作成者  
氏 名

印

## 収穫段階における報告について

米穀の生産調整実施要領（平成 1 8 年 1 1 月 9 日付け 1 8 総食第 7 7 8 号農林水産省総合食料局長通知）別紙 5 の第 4 の 3 の（ 1 ）規定に基づき、下記のとおり報告します。

## 記

## 1 生産確定数量

地域協議会からの需要 量に関する情報	要領第 2 の 5 の補正数量	自ら決定した生産 確定数量	方針参加農業者へ配分し た生産確定数量の計
k g	k g	k g	k g

## 2 収穫量及び主食用販売予定数量

方針参加農業者の 水稻収穫量の計	うち加工用米数 量の計	うち新規需要 米の計	うち区分出荷 数量の計	うちくず米等 の計	方針参加農業者の 主食用予定販売数 量の計 = - - - -
	k g	k g	k g	k g	

（注 1）認定方針作成者自らの数量を含めて記載すること。

（注 2）2 の の「うち区分出荷数量の計」とは、集荷円滑化対策の区分出荷数量。

農林水産省総合食料局長 殿  
 都道府県協議会の代表者 殿  
 地方農政事務所長  
 ( 地方農政局長  
 北海道農政事務所長  
 沖縄総合事務局長 ) 殿

都道府県協議会の代表者  
 地域協議会の代表者  
 氏 名 印

収穫段階における報告について

米穀の生産調整実施要領（平成 1 8 年 1 1 月 9 日付け 1 8 総食第 7 7 8 号農林水産省総合食料局長通知）別紙 5 の第 4 の 3 の（ 3 ）及び（ 4 ）の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

協議会名： \_\_\_\_\_

1 生産確定数量等

補正後の需要量に関する情報	認定方針作成者別の生産確定数量の計	方針非参加農業者別の需要量に関する情報の計	地域内の生産確定数量の計	差
			= +	= -
k g	k g	k g	k g	k g
a	a	a	a	a

2 収穫量及び主食用販売予定数量

地域内の水稲 収穫量の計	うち加工用米数量の計	うち新規需要米の計	うち区分出荷数量の計	うちくず米等の計	地域内の主食用予定販売数量の計
					= - - - -
k g	k g	k g	k g	k g	k g

- (注 1) 1 の については、地域内の認定方針作成者自らが決定した生産確定数量を記載すること。  
 (注 2) 面積は、0.1アール単位で記載すること。なお、0.1アール未満の端数があるときは、四捨五入の方法により端数を整理すること。  
 (注 3) 2 の から については、地域内の方針参加農業者の収穫量と非参加農業者の収穫量の合計値を記載すること。